

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

丹波市長 林 時彦

### 実質化された人・農地プラン

|      |       |              |            |
|------|-------|--------------|------------|
| 市町村名 | 対象地区名 | 作成年月日        | 直近の更新年月日   |
| 丹波市  | 市島町谷上 | 平成 28 年 11 月 | 令和 3 年 7 月 |

#### 1. 対象地区の現状

|                                        |                 |
|----------------------------------------|-----------------|
| ①地区内の耕地面積                              | 9.0 ha          |
| ②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計    | — ha            |
| ③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計            | — ha            |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                  | — ha            |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計             | — ha            |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計      | 0.0 ha          |
| (備考) 今後、担い手に利用権を集積する人は、農地中間管理機構へ貸し付ける。 | アンケート回答割合 (②/①) |
|                                        | 実質化済のため不要 %     |

#### 2. 対象地区の課題

災害により農機具が故障し農業経営ができない農業者もあり、将来的には農業機械の共同購入・共同利用により、地域農業を維持して行くことも検討していく。

#### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

利用しなくなる農地について、集落内の担い手農家が借り受けることを検討していく。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

|    |       |       |
|----|-------|-------|
| 属性 | 中心経営体 | 5 経営体 |
|----|-------|-------|

#### 4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

任意組織のグループにより、不作付地にアジサイを栽培し、良好な地域環境を維持する。  
現状維持できる農業者は農業経営を維持する。  
農業経営維持が困難な農業者は、農地中間管理機構に貸し付け、集落内の担い手農家に借受けてもらう。  
水稻・アジサイを中心とした生産を進めていく。